

▲ 国立研究開発法人情報通信研究機構利益相反マネジメントポリシー (平成27年12月22日 制定)

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

1 制定の目的

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報通信技術の研究開発を基礎から応用まで統合的な視点で推進することにより、世界を先導する知的立国として我が国の発展に貢献していくと同時に、大学や産業界、さらには海外の研究機関と密接に連携し、研究開発成果を広く社会へ還元していくことによって、豊かで安心・安全な生活、知的創造性と活力に富む社会の実現に貢献していくことを目指している。

本マネジメントポリシーは、機構の研究開発業務に係る産学官連携の推進に当たり、不可避免的に生じ得る利益相反の問題について、機構並びに機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、公正かつ効率的に業務を行っていく上で常に意識しなければならない利益相反マネジメントの基本的な考え方を示すものである。

本マネジメントポリシーの目的は、機構及び役職員の行動を制約することではなく、機構と役職員が利益相反による疑いを持たれることを防ぐことにより、機構として社会からの信頼を維持しつつ、産学官連携を推進する環境を整備することにある。

2 基本的な考え方

- (1) 機構は、産学官連携活動等において役職員が得る個人的利益を役職員としての本来の責務、公共の利益等に対して優先することがないよう、利益相反マネジメント制度を構築し、利益相反による弊害を未然に防止して、万一生じた弊害については、解決のための措置を講ずる。
- (2) 機構は、適切な利益相反マネジメントを行うため、役職員に対して産学官連携活動等に関する必要な情報の開示を求め、必要と判断した場合には利益相反回避のための措置をとることを求める。
- (3) 機構は、利益相反マネジメントについて、産業界等社会に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図りながら産学官連携を推進する。